

滋賀県屋外広告物条例新旧対照表

旧	新
第1条 省略 (定義)	第1条 省略 (定義)
第2条 省略 2 省略 (追加)	第2条 省略 2 省略 3 <u>この条例において「廣告主」とは、自らまたは屋外廣告業者その他の者に委託することにより、廣告物を表示し、または掲出物件を設置する者をいう。</u>
3 省略 (追加)	4 省略 <u>(県の責務)</u> 第2条の2 県は、この条例の目的を達成するため、廣告物に関する施策を策定し、および実施するものとする。 2 県は、廣告主、屋外廣告業者および県民に対し、廣告物に関する知識の普及および啓発に努めるものとする。 3 県は、廣告物に関する施策の策定および実施に当たつては、関係行政機関および屋外廣告業者で組織される団体その他の関係者との連携に努めるものとする。

(追加)

第3条 省略

(禁止物件)

第4条 何人も、次に掲げる物件（以下「禁止物件」という。）に広告物を表示し、または掲出物件を設置してはならない。

(広告主および屋外広告業者等の責務)

第2条の3 広告主は、広告物の表示または掲出物件の設置およびこれらの管理（以下この条において「広告物の表示等」という。）を適正に行うとともに、広告物の表示等を委託する場合は、当該委託に係る屋外広告業者その他の者により、当該広告物の表示等が適正に行われるよう必要な措置を講じなければならない。

2 広告主から広告物の表示等の委託を受けた屋外広告業者その他の者は、広告主と連携し、当該委託に係る広告物の表示等を適正に行わなければならぬ。

3 広告主および屋外広告業者は、県が実施する広告物に関する施策に協力しなければならぬ。

(県民の責務)

第2条の4 県民は、県が実施する広告物に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第3条 省略

(禁止物件)

第4条 何人も、次に掲げる物件（以下「禁止物件」という。）に広告物を表示し、または掲出物件を設置してはならない。

(1)～(5) 省略

(6) 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所および公衆便所

(7)～(9) 省略

(10) ガスタンク、水道タンクその他のタンク類

2 何人も、道路の路面には、広告物を表示してはならない。

3 何人も、電柱、街灯柱その他電柱の類には、はり紙、はり札、立看板もしくは広告旗またはこれらに類するものを表示してはならない。

(禁止地域)

第5条 何人も、次に掲げる地域または場所（以下「禁止地域」という。）に広告物を表示し、または掲出物件を設置してはならない。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区および伝統的建造物群保存地区（知事が指定する区域を除く。）

(1)～(5) 省略

(6) 郵便差出箱、信書便差出箱および公衆電話所

(7)～(9) 省略

（削除）

2 何人も、道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路をいう。以下同じ。）の路面には、広告物を表示してはならない。

3 何人も、道路上の電柱、街灯柱その他電柱の類（第8条第1項第5号においてこれらを「電柱等」という。）には、はり紙、はり札、立看板もしくは広告旗またはこれらに類するもの（以下これらを「簡易広告物」という。）を表示してはならない。

（表示等の許可等）

第5条 広告物を表示し、または掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、県の区域（大津市および第29条の2の規定の適用を受ける市町の区域を除く。）について、地域の特性に応じた良好な景観の形成または風致の維持を図るため、規則で地域の区分を定めるものとする。

- (2) 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項に規定する市民農園（知事が指定する区域を除く。）
- (3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条の規定により指定された建造物の周囲で知事が特に指定する区域および同法第109条第1項もしくは第2項または第110条第1項の規定により指定され、または仮指定された地域のうち知事が特に指定する区域
- (4) 滋賀県文化財保護条例（昭和31年滋賀県条例第57号）第4条第1項の規定により指定された建造物の周囲で知事が特に指定する区域および同条例第34条第1項の規定により指定された地域のうち知事が特に指定する区域
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域のうち知事が特に指定する区域
- (6) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第3章および第4章の規定により指定された原生自然環境保全地域および自然環境保全地域（知事が指定する区域を除く。）
- (7) 滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）第11条の規定により指定された滋賀県自然環境保全地域（知事が指定す

3 第1項の許可の基準は、前項の規定により区分された地域ごとに規則で定める。

4 知事は、前項の規定にかかわらず、良好な景観を形成し、または風致を維持するため特に必要があると認めるときは、第2項の規定により区分された地域のうち、知事が指定する地域について、前項の基準を強化し、または緩和することができる。

る区域を除く。)

(8) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項の規定により指定された保存樹林のある地域

(9) 景観法第8条第1項の規定により定められた景観計画の区域
（以下「景観計画区域」という。）のうち知事が特に指定する区域

(10) 鉄道、軌道、索道および道路のうち知事が特に指定する区間ならびにこれらの区間に接続する地域のうち知事が特に指定する区域

(11) 古墳および墓地

(12) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園および社会资本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項第7号に規定する政令で定める公園または緑地

(13) 前各号に掲げるもののほか、知事が良好な景観もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため特に必要があると認めて指定する地域または場所

(許可地域)

第6条 次に掲げる地域または場所（以下「許可地域」という。）に
広告物を表示し、または掲出物件を設置しようとする者は、知事の
許可を受けなければならない。

- (1) 都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域（前条
第1号に規定する禁止地域を除く。）
- (2) 前条第2号、第6号または第7号に規定する知事が指定する区
域
- (3) 文化財保護法第27条または第78条第1項の規定により指定され
た建造物の周囲で知事が指定する区域および同法第109条第1項
もしくは第2項または第110条第1項の規定により指定され、また
は仮指定された地域（前条第3号に規定する知事が特に指定する
区域を除く。）
- (4) 滋賀県文化財保護条例第4条第1項または第29条第1項の規定
により指定された建造物の周囲で知事が指定する区域および同条
例第34条第1項の規定により指定された地域（前条第4号に規定
する知事が特に指定する区域を除く。）
- (5) 森林法第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林
として指定された森林のある地域（前条第5号に規定する知事が

第6条および第7条 削除

特に指定する区域を除く。)

(6) 景観計画区域のうち知事が指定する区域（前条第9号に規定する知事が特に指定する区域を除く。）

(7) 鉄道、軌道、索道および知事が指定する道路ならびにこれらに接続する地域のうち知事が指定する区域（前条第10号に規定する知事が特に指定する区間および区域を除く。）

(8) 河川、湖沼およびその付近地のうち知事が指定する区域

(9) 前各号に掲げるもののほか、知事が良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するために必要があると認めて指定する地域または場所

第7条 削除

(適用除外)

第8条 次に掲げる広告物または掲出物件については、第4条から第6条までの規定は、適用しない。

(1)～(3) 省略

(4) 第4条第1項第4号に規定する景観重要建造物に表示する広告物で、当該景観重要建造物と一体となつて良好な景観を形成すると認められるもの

(適用除外)

第8条 次に掲げる広告物または掲出物件については、第4条および第5条の規定は、適用しない。

(1)～(3) 省略

(4) 禁止物件または道路の路面に表示する広告物で、当該禁止物件または道路の効用を高めるため必要と認められるもののうち、規則で定める基準に適合するもの

(5) 第4条第1項第9号および第10号に掲げる物件にその所有者または管理者が自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するための広告物で、規則で定める基準に適合するもの

(6) 前号に掲げるもののほか、第4条第1項各号に掲げる物件に、その所有者または管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物または掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(7) 前2号に掲げるもののほか、第4条第1項第10号に掲げる物件に表示する広告物で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの

(8) 公益上必要な施設または物件で寄贈者名等を表示するものうち、規則で定める基準に適合するもの

(追加)

(追加)

(追加)

(削除)

(5) 禁止物件、道路の路面または電柱等に、その所有者または管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物または掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(削除)

(6) 寄贈、協賛等により設置し、または管理される公益上必要な施設または物件に、当該寄贈、協賛等をした者の氏名等を表示する広告物または掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(7) 冠婚葬祭または祭礼等のため慣例上一時的に表示する広告物または掲出物件

(8) 第15条の2第1項または第7項の規定による認定を受けた広告物または掲出物件

(9) 第15条の3第1項の規定による認定を受けた広告物またはその

2 次に掲げる広告物または掲出物件については、第5条および第6条の規定は、適用しない。

(1) 自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため自己の住所または事業所、営業所もしくは作業場に表示する広告物またはその掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(2) 省略

(3) 冠婚葬祭または祭礼等のため慣例上一時的に表示する広告物またはその掲出物件

(4) 講演会、講習会、展覧会、音楽会その他の催物のため、当該開催期間中その会場の敷地内に表示する広告物またはその掲出物件

(5) 建設工事について表示される広告物もしくはその掲出物件で当該工事期間中に表示されるものまたは工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの

掲出物件（以下「認定優良広告物」という。）

2 次に掲げる広告物または掲出物件については、第5条の規定は、適用しない。

(1) 自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため自己の住所または事業所、営業所もしくは作業場に表示する広告物（次条第1項第2号において「自家用広告物」という。）またはその掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(2) 省略

（削除）

(3) 講演会、講習会、展覧会、音楽会その他の催物のためにその会場の敷地内に表示する広告物またはその掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(4) 建設工事のために表示する広告物もしくはその掲出物件で当該建設工事の期間中に表示し、もしくは設置するものまたは工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの

(6) 省略

(7) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物

(追加)

(8) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による届出を行つた政党その他の政治団体が表示する立看板、廣告旗、はり紙もしくははり札もしくはこれらに類する広告物またはその掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(9) 14日以内に自ら除却する旨ならびに責任者の住所および氏名を明示して表示する広告物またはその掲出物件

3 次に掲げる広告物または掲出物件については、知事の許可を受けて表示し、または設置する場合に限り、第5条の規定は、適用しない。

(1) 自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため自己の住所または事業所、営業所もしくは作業場に表示する広告物またはその掲出物件で、第1項第5号および前項第1号に掲げるもの以外のもの

(5) 省略

(6) 地方公共団体その他公共的団体が設置する公共的な掲示板に表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの

(7) 簡易広告物またはその掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(8) 表示する期間が14日以内の広告物またはその掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(削除)

(削除)

(2) 道標、案内図板その他公共的目的を持つた広告物もしくは公衆の利便に供することを目的とする広告物またはその掲出物件

4 国または地方公共団体が表示する広告物またはその掲出物件（第1項または第2項の規定の適用を受けるものを除く。）については、第4条から第6条までの規定は、適用しない。この場合において、国または地方公共団体は、当該広告物またはその掲出物件を表示し、または設置しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に通知しなければならない。

5 知事が別に定める公共的団体が公共的目的をもつて表示する広告物またはその掲出物件（第1項または第2項の規定の適用を受けるものを除く。）については、第4条から第6条までの規定は、適用しない。この場合において、当該公共的団体は、当該広告物またはその掲出物件を表示し、または設置しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

（経過措置）

第9条 一の物件が禁止物件となつた際または一の地域もしくは場所が禁止地域もしくは許可地域となつた際現に当該物件または地域もしくは場所に適法に表示され、または設置されている広告物または掲出物件については、当該物件が禁止物件となつた日または当該地

3 国または地方公共団体が表示する広告物またはその掲出物件（前2項の規定の適用を受けるものを除く。）については、第4条および第5条の規定は、適用しない。この場合において、国または地方公共団体は、当該広告物またはその掲出物件を表示し、または設置しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に通知しなければならない。

（削除）

（経過措置）

第9条 一の物件が禁止物件となつた際現に当該物件に適法に表示され、または設置されている広告物または掲出物件については、次の各号に掲げる広告物または掲出物件の区分に応じ、当該物件が禁止物件となつた日からそれぞれ当該各号に定める期間は、なお従前の

域もしくは場所が禁止地域もしくは許可地域となつた日から3年間は、第4条から第6条までの規定は、適用しない。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合において、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

例による。その期間内にこの条例の規定による認定の申請があつた場合において、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

(1) 簡易広告物またはその掲出物件 1年

(2) 自家用広告物（簡易広告物を除く。）またはその掲出物件 10年

(3) 前2号に掲げる広告物または掲出物件以外の広告物または掲出物件 3年

2 第5条第2項の規定により既に区分されていた地域から同項の規定により他の区分された地域（以下この項において「他区分地域」という。）となつた際または同条第4項の規定により知事が指定する地域（以下この項において「知事指定地域」という。）となり、もしくは知事指定地域でなくなつた際現にこれらの地域に適法に表示され、または設置されている広告物または掲出物件で、当該他区分地域となり、または当該知事指定地域となり、もしくは当該知事指定地域でなくなつたことにより同条第3項の基準（同条第4項の規定の適用を受けた場合の当該基準を含む。第12条において同じ。）

(許可の申請)

第10条 第6条または第8条第3項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 広告物または掲出物件を管理する者（以下「管理者」という。）の住所および氏名（法人にあつては、その事務所の所在地ならびに名称および代表者の氏名。第14条第1項第2号において同じ。）

(3) 省略

2 建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認を受けた広告物または掲出物件を表示し、または設置する場合の管理者は、第25条第1項各号のいづれかに該当する者でなければならぬ。

に適合しないこととなつたものについては、前項の規定を準用する。

この場合において、同項中「当該物件が禁止物件となつた」とあるのは「他区分地域となり、または知事指定区域となり、もしくは知事指定地域でなくなつた」と、「認定」とあるのは「許可または認定」と読み替えるものとする。

(許可の申請)

第10条 第5条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 許可の申請に係る広告物または掲出物件を管理する者（次項において「管理者」という。）の住所および氏名（法人にあつては、その事務所の所在地ならびに名称および代表者の氏名）

(3) 省略

2 管理者は、県内に住所または事務所もしくは事業所を有する者でなければならない。

(許可の期間および条件)

第11条 知事は、第6条または第8条第3項の規定による許可をする場合においては、許可の期間（以下「許可期間」という。）を定めるほか、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 省略

(許可の基準)

第12条 第6条または第8条第3項の規定による広告物の表示または掲出物件の設置についての許可の基準は、規則で定める。

2 知事は、広告物の表示または掲出物件の設置が前項の許可の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認められるときは、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（昭和59年滋賀県条例第24号）第32条第1項に規定する滋賀県景観審議会（以下「景観審議会」という。）の意見を聴いて許可することができる。

(変更届)

第13条 第6条または第8条第3項の規定による許可を受けた者（以下「表示者等」という。）は、第10条第1項第1号および第2号に規定する事項に変更があつたときは、速やかにその旨を知事に届け

(許可の期間および条件)

第11条 知事は、第5条第1項の許可をする場合においては、許可の期間（以下「許可期間」という。）を定めるほか、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 省略

(特例許可)

第12条 (削除)

知事は、広告物の表示または掲出物件の設置が第5条第3項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認められるときは、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（昭和59年滋賀県条例第24号）第32条第1項に規定する滋賀県景観審議会（以下「景観審議会」という。）の意見を聴いて許可することができる。

(変更届)

第13条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「表示者等」という。）は、第10条第1項第1号および第2号に規定する事項に変更があつたときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

出なければならない。

(表示)

第14条 表示者等は、第6条または第8条第3項の規定による許可を受けた広告物または掲出物件（以下「許可広告物等」という。）の見やすい箇所に次の各号に掲げる事項を表示しなければならない。

(1) 省略

(2) 管理者の住所および氏名

2 省略

3 第6条または第8条第3項の許可を受けてはり紙を表示しようとする者は、前2項の規定にかかわらず、はり紙に規則で定める許可印の打刻を受けなければならない。

(変更および継続の許可)

第15条 省略

2～4 省略

5 第10条から前条までの規定は、第1項および第2項の許可について準用する。

(表示)

第14条 表示者等は、第5条第1項の許可を受けた広告物または掲出物件（以下「許可広告物等」という。）の見やすい箇所に次に掲げる事項を表示しなければならない。

(1) 省略

(2) 許可広告物等を管理する者の住所および氏名（法人にあっては、その事務所の所在地ならびに名称および代表者の氏名）

2 省略

3 第5条第1項の許可を受けてはり紙を表示しようとする者は、前2項の規定にかかわらず、はり紙に規則で定める許可印の打刻を受けなければならない。

(変更および継続の許可)

第15条 省略

2～4 省略

5 第5条第3項および第4項ならびに第10条から前条までの規定は、第1項および第2項の許可について準用する。

(公共的広告物等の認定)

(追加)

第15条の2 知事は、公共的目的をもつて表示され、または設置される広告物または掲出物件について、良好な景観の形成または風致の維持に支障を及ぼさず、かつ、公衆に対して危害を及ぼすおそれがない旨を認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 認定を受けようとする者の住所および氏名（法人にあつては、その事務所の所在地ならびに名称および代表者の氏名）

(2) 認定の申請に係る広告物または掲出物件を管理する者（次項において「管理者」という。）の住所および氏名（法人にあつては、その事務所の所在地ならびに名称および代表者の氏名）

(3) その他規則で定める事項

3 第10条第2項の規定は、管理者について準用する。

4 知事は、第1項の規定による認定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。第19条第2項または第3項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

5 第1項の規定による認定を受けた者（以下この条において「認定

(追加)

表示者等という。)は、規則で定めるところにより、定期的に、
同項の規定による認定を受けた広告物または掲出物件(以下「認定
公共的広告物等」という。)の管理の状況について、知事に報告し
なければならない。

6 認定表示者等は、第2項第1号および第2号に規定する事項に変
更があつたときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならな
い。

7 認定表示者等は、認定公共的広告物等について改裝または改造を
しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。ただし、
規則で定める軽微な改裝または改造については、この限りでない。

8 第2項から第6項までの規定は、前項の認定について準用する。
この場合において、同条第5項中「同項」とあるのは、「第7項」
と読み替えるものとする。

(優良広告物の認定)

第15条の3 知事は、優良な意匠を有する広告物またはその掲出物件
であつて、特に良好な景観の形成に寄与し、かつ、公衆に対して危
害を及ぼすおそれがないと認められるものを優良広告物として認定
することができる。

第16条 省略

(追加)

2 知事は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。第19条第4項の規定によりこれを取り消そうとするときも、同様とする。

3 前条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による認定について準用する。この場合において、同条第4項中「第3項」とあるのは、「第4項」と読み替えるものとする。

第16条 省略

(点検義務)

第16条の2 広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者またはこれらを管理する者は、規則で定めるところにより、当該広告物または掲出物件の損傷、腐食その他の劣化の状況について点検を行わなければならない。ただし、規則で定める広告物または掲出物件については、この限りでない。

2 前項に規定する者は、規則で定める広告物または掲出物件についての同項の点検を法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者（第25条第1項第1号において「試験合格者」という。）その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者（以下この項において「有資格者」という。）に行わせなければならない。

(除却義務)

第17条 広告物を表示し、または掲出物件を設置する者は、許可期間が満了したとき、第19条の規定により許可が取り消されたとき、または広告物の表示もしくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、許可期間が満了した日、第19条の規定により許可が取り消されたことを知つた日または広告物の表示もしくは掲出物件の設置が必要でなくなった日から10日以内に当該広告物または掲出物件を除却しなければならない。第9条に規定する広告物または掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

2 前項の規定により許可広告物等を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

ただし、前項に規定する者が有資格者である場合において、自ら当該点検を行う場合は、この限りでない。

(除却義務)

第17条 広告物を表示し、または掲出物件を設置する者は、許可期間が満了したとき、第19条の規定により許可もしくは認定が取り消されたとき、または広告物の表示もしくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、許可期間が満了した日、同条の規定により許可もしくは認定が取り消されたことを知つた日または広告物の表示もしくは掲出物件の設置が必要でなくなった日から10日以内に当該広告物または掲出物件を除却しなければならない。第9条第1項または第2項に規定する広告物または掲出物件について、同条第1項各号（同条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる広告物または掲出物件の区分に応じて当該各号に定める期間が経過した場合においても、同様とする。

2 前項の規定により許可広告物等、認定公共的広告物等または認定優良広告物を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(勧告)

(追加)

第17条の2 知事は、この条例に違反した広告物または掲出物件（以下「違反広告物等」という。）を表示し、もしくは設置し、または管理する者に対し、当該違反広告物等の表示もしくは設置の停止を勧告し、または5日以上の期間を定め、当該違反広告物等の除却その他良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

（違反広告物等である旨の表示）

(追加)

第17条の3 知事は、前条の規定による勧告（以下この条および次条において「勧告」という。）を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、規則で定めるところにより、当該違反広告物等にこの条例に違反する旨を表示することができる。

2 知事は、勧告をしようとする場合において違反広告物等を表示し、もしくは設置し、または管理する者を過失がなくて確知することができないときは、規則で定めるところにより、当該違反広告物等にこの条例に違反する旨を表示することができる。

3 知事は、第1項の規定による表示をしようとするときは、あらかじめ、勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければな

(措置命令)

第18条 知事は、第3条または第16条の規定に違反して広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者またはこれらを管理する者に対し、5日以上の期限を定め、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

(追加)

2 知事は、前項の規定により措置を命じようとする場合において当該広告物を表示し、もしくは当該掲出物件を設置する者またはこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの除却をその命じた者または委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、これらを設置する者または管理する者は、その期限までに知事に申し出るべき旨およびその期限までにその申出がないとき

らない。

(措置命令)

第18条 知事は、勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、当該措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、公衆に対する危害を防止するために特に必要があると認めるときは、違反広告物等を表示し、もしくは設置し、または管理する者に対し、5日以上の期間を定め、当該違反広告物等の除却その他公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

3 知事は、前2項の規定により措置を命じようとする場合において当該違反広告物等を表示し、もしくは設置し、または管理する者を過失がなくて確知することができないとき（勧告をすべき者を過失がなくて確知することができないため第1項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、これらの措置をその命じた者または委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期間を定めて、当該掲出

は、知事の命じた者または委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

(許可の取消し)

第19条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第6条、第8条第3項または第15条第1項もしくは第2項の規定による許可を取り消すことができる。

(1) 表示者等が前条の規定による知事の命令に従わず、許可広告物等（第15条第1項または第2項の規定による許可に係る広告物または掲出物件を含む。）が著しく良好な景観もしくは風致を害し、または公衆に対して著しく危害を及ぼすおそれがあると認められるに至つたとき。

(2)～(5) 省略

(追加)

物件を設置し、または管理する者は、その期間内に知事に申し出るべき旨およびその期間内にその申出がないときは、知事の命じた者または委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

(許可等の取消し)

第19条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第5条第1項または第15条第1項もしくは第2項の許可を取り消すことができる。

(1) 表示者等が前条第1項の規定による知事の命令に従わず、許可広告物等（第15条第1項または第2項の許可に係る広告物または掲出物件を含む。）が著しく良好な景観もしくは風致を害し、または公衆に対して著しく危害を及ぼすおそれがあると認められるに至つたとき。

(2)～(5) 省略

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第15条の2第1項もしくは第7項または第15条の3第1項の規定による認定（以下この項においてこれらを「認定」という。）を取り消すことができる。

(1) 第15条の2第2項（同条第8項または第15条の3第3項におい

(追加)

て準用する場合を含む。)に規定する申請書に虚偽の記載があつたとき。

(2) 認定を受けた者が第15条の2第5項(同条第8項において読み替えて準用する場合または第15条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、または虚偽の報告をしたとき。

(3) 認定を受けた者が第15条の2第6項(同条第8項または第15条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出を怠つたとき。

3 知事は、前項に規定する場合のほか、第15条の2第1項または第7項の規定による認定を受けた者が前条第1項の規定による知事の命令に従わず、認定公共的広告物等(第15条の2第7項の認定に係る広告物または掲出物件を含む。)が良好な景観もしくは風致を害し、または公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至つたときは、これらの認定を取り消すことができる。

(追加)

4 知事は、第2項に規定する場合のほか、認定優良広告物が特に良好な景観の形成に寄与しなくなつたと認められ、または公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至つたときは、第15条の3第1項の規定による認定を取り消すことができる。

(除却命令)

第20条 知事は、第4条から第6条までもしくは第17条第1項の規定に違反し、または第18条の規定による知事の命令に違反して広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者に対し、これらの表示もしくは設置の停止を命じ、または5日以上の期限を定め、これらの除却を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定により表示もしくは設置の停止または除却を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、または当該掲出物件を設置する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの表示もしくは設置の停止または除却をその命じた者または委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨およびその期限までに除却しないときは、知事の命じた者または委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

第20条の2～第20条の4 省略

(立入検査)

第21条 知事は、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、また

第20条 削除

第20条の2～第20条の4 省略

(広告物の表示等をする者等に対する報告徴収および立入検査)

第21条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表

は公衆に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、その命じた者に広告物もしくは掲出物件の存する土地および建物に立ち入らせ、広告物もしくは掲出物件を検査させ、または関係者に質問させることができる。

2・3 省略

第22条 省略

(屋外広告業の登録)

第23条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならぬ。

2～5 省略

第23条の2～第24条 省略

(業務主任者)

第25条 屋外広告業者は、県内において営業を行う営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

(1) 法第10条第2項第3号イの規定による国土交通大臣の登録を

示し、もしくは掲出物件を設置する者もしくはこれらを管理する者から報告もしくは資料の提出を求め、またはその命じた者に広告物もしくは掲出物件の存する土地および建物に立ち入らせ、広告物もしくは掲出物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2・3 省略

第22条 省略

(屋外広告業の登録)

第23条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。ただし、他の法令の規定により、規格もしくは基準が定められている広告物または掲出物件として規則で定めるものののみの表示または設置を行う営業を営もうとする場合は、この限りでない。

2～5 省略

第23条の2～第24条 省略

(業務主任者)

第25条 屋外広告業者は、県内において営業を行う営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

(1) 試験合格者

受けた法人が広告物の表示および掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

(2)～(5) 省略

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関する thingを行うものとする。

(1) 省略

(2) 広告物の表示または掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示または設置に係る安全の確保に関すること。

(3)・(4) 省略

第25条の2～第26条 省略

(登録の取消し等)

第26条の2 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、または6月以内の期間を定めてその営業の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例もしくは法に基づく他の地方公共団体の条例またはこれに基づく処分に違反したとき。

2 省略

第26条の3 省略

(報告および検査)

(2)～(5) 省略

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関する thingを行うものとする。

(1) 省略

(2) 広告物の表示または掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示または掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。

(3)・(4) 省略

第25条の2～第26条 省略

(登録の取消し等)

第26条の2 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、または6月以内の期間を定めてその営業の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例もしくは法に基づく他の地方公共団体の条例またはこれらに基づく処分に違反したとき。

2 省略

第26条の3 省略

(屋外広告業を営む者に対する報告徴収および立入検査)

第26条の4 省略

(手数料)

第27条 この条例の規定により許可または登録を受けようとする者は、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の定めるところにより、手数料を納めなければならない。ただし、政治資金規正法第6条第1項の規定による届出を行った政党その他の政治団体が立看板、広告旗、はり紙もしくははり札もしくはこれらに類する広告物またはその掲出物件を表示し、または設置するための許可を受けようとするときは、この限りでない。

2 省略

(景観審議会への諮問等)

第28条 知事は、次に掲げる場合においては、景観審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 知事が第5条および第6条の規定による指定をし、またはこれらを変更しようとするとき。

(追加)

第26条の4 省略

(手数料)

第27条 この条例の規定により登録を受けようとする者は、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

2 省略

(景観審議会への諮問等)

第28条 知事は、次に掲げる場合においては、景観審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 知事が第5条第2項の地域の区分もしくは同条第3項の基準を定め、またはこれらを変更しようとするとき。

(2) 知事が第5条第4項の規定により地域の指定をし、もしくは同項の規定により同条第3項の基準を強化し、もしくは緩和し、またはこれらを変更しようとするとき。

(2) 第8条第1項および第2項ならびに第12条第1項に規定する基準を定め、またはこれらを変更しようとするとき。

2 省略

(告示)

第29条 知事は、第5条および第6条の規定による指定をし、またはこれらを変更したときは、その内容を告示しなければならない。

(景観行政団体等である市町が処理する事務の範囲)

第29条の2 省略

2 第3条から第6条までおよび第8条から第22条までの規定は、市（大津市を除く。）の区域内においては、適用しない。

第30条 省略

(罰則)

第31条 省略

2 第20条第1項の規定による知事の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

(3) 知事が第8条第1項および第2項に規定する基準を定め、またはこれらを変更しようとするとき。

2 省略

(告示)

第29条 知事は、第5条第4項の規定により地域の指定をし、もしくは同項の規定により同条第3項の基準を強化し、もしくは緩和し、またはこれらを変更したときは、その内容を告示しなければならない。

(景観行政団体等である市町が処理する事務の範囲)

第29条の2 省略

2 第2条の2から第5条まで、第8条から第19条までおよび第20条の2から第22条までの規定は、市（大津市を除く。）の区域内においては、適用しない。

第30条 省略

(罰則)

第31条 省略

2 第18条第1項または第2項の規定による知事の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条から第6条までの規定に違反して広告物を表示し、または掲出物件を設置した者

(2) 省略

(追加)

(3) 省略

(4) 第18条第1項の規定による知事の命令に違反した者

(5)・(6) 省略

4 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

(2) 省略

第32条以下 省略

3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条または第5条第1項の規定に違反して広告物を表示し、または掲出物件を設置した者

(2) 省略

(3) 第15条の2第7項の規定に違反して認定公共的広告物等を改装し、または改造した者

(4) 省略

(削除)

(5)・(6) 省略

4 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条第1項の規定による報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは資料の提出をし、または立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

(2) 省略

第32条以下 省略